

スポーツ基本法(2011年制定)

- スポーツの持つ意義や役割、効果等を明らかにするとともに、スポーツに関する基本理念を規定
- スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であるとし、健康の保持増進や安全の確保等の規定を整備
- プロスポーツや障害者スポーツを推進の対象とすることを明確化するとともに、国際競技大会の招致・開催、優秀な選手の育成など、時代の変化等に対応した施策の規定を整備

スポーツ基本法の理念を具体化し、スポーツ立国実現のための具体的施策等を規定

スポーツ基本計画

5年間の日本のスポーツの重要な指針

今後の我が国のスポーツ政策の方向性を示すもの

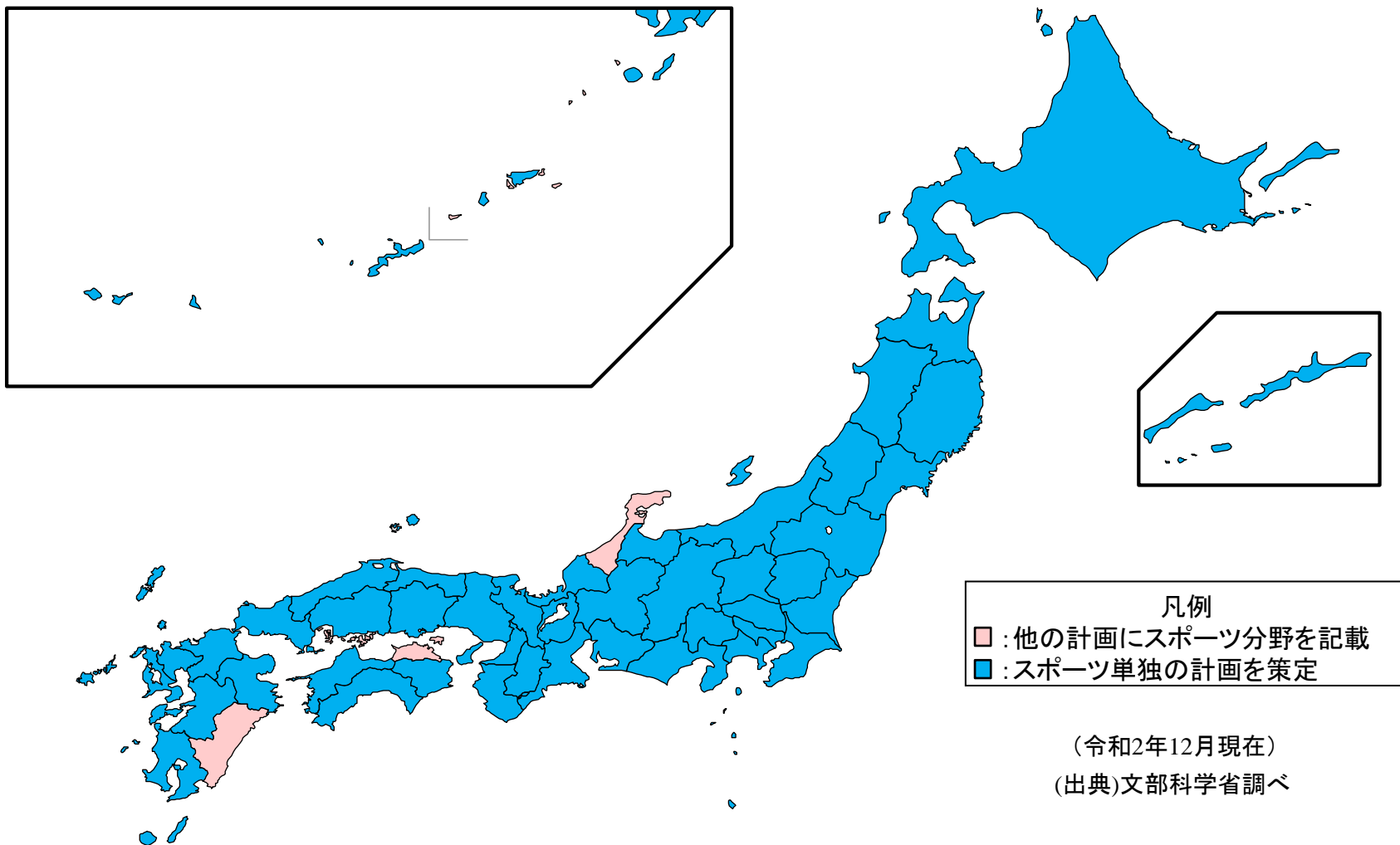


関係者が一体となって「スポーツ立国」実現を目指す

都道府県のスポーツ政策に係る計画の策定状況

- 都道府県のうち、スポーツ推進（振興）を目的とした単独の計画を策定している割合は、93.6%である。スポーツ推進（振興）を目的とした単独の計画は存在しないが、他の計画においてスポーツ分野が盛り込まれている割合は6.4%である。

78

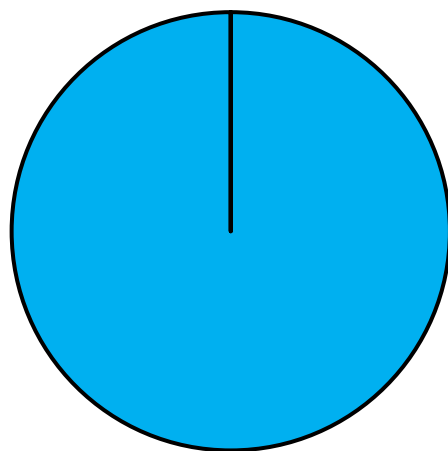


指定都市・市区町村のスポーツ政策に係る計画の策定状況

- 指定都市のうち、スポーツ推進（振興）を目的とした単独の計画を策定している割合は、100%である。スポーツ推進（振興）を目的とした単独の計画は存在しないが、他の計画においてスポーツ分野が盛り込まれている割合は0%である。
- 市区町村のうち、スポーツ推進（振興）を目的とした単独の計画を策定している割合は、33.2%である。スポーツ推進（振興）を目的とした単独の計画は存在しないが、他の計画においてスポーツ分野が盛り込まれている割合は55.4%である。
- スポーツ推進（振興）を目的とした単独の計画は存在せず、他の計画においてもスポーツ分野は盛り込まれていない。割合は、11.4%である。

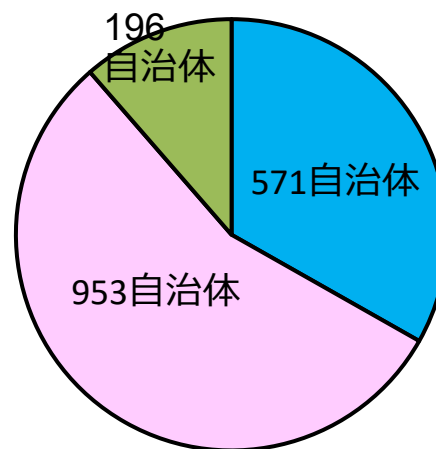
79

指定都市



- スポーツ単独の計画を策定
- 他の計画にスポーツ分野を記載

市区町村



- スポーツ単独の計画を策定
- 他の計画にスポーツ分野を記載
- 単独の計画も、他の計画での記載もない

(令和2年12月現在)
(出典) 文部科学省調べ

<関係条文等>

○スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（抄）

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者相互の連携及び協働）

第7条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

地方スポーツ推進計画について

<関係条文等>

○スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（抄）

（スポーツ基本計画）

- 第9条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
 - 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

（地方スポーツ推進計画）

- 第10条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

<関係条文等>

○第3期スポーツ基本計画（令和4年3月25日文部科学大臣決定）（抄）

（「地方公共団体」に期待される役割）

地方公共団体は、国民に対してスポーツの機会を提供するとともに、スポーツを通じて様々な社会の活性化や課題解決を図る観点からも、スポーツ施策の展開に当たって、「場づくり」の担い手や様々な関係者が集まる地方公共団体は極めて重要な役割を果たすものとする。国民やスポーツ団体等のスポーツ活動を支援するため、第3期計画を参酌してできる限り速やかに地方スポーツ推進計画を改定・策定することが期待され、地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツの施策を主体的に実施することができるよう、国としても必要な情報提供等を実施する必要がある。なお、地方スポーツ推進計画を改定・策定するに当たっては、第3期計画の記載事項を形式的に全て踏まえる必要はなく、各地域が有するスポーツ資源等を十分に踏まえた上で、各地域における課題解決等に「スポーツの力」がどのように寄与できるのかを検討した上で、各地域の実情に応じた地方スポーツ推進計画となることを望ましい。その際には、各地域の実情等を踏まえつつ、性別、年齢、障害の有無等の多様な背景・立場等を有する方々の声を広く取り入れるため、計画を検討するための会議の委員構成を配慮したり、ヒアリングの機会を設けたりするなどの工夫を行うことが望まれる。

また、スポーツの力を活用した地域の諸課題の解決のための継続的な取組に関係部局・団体が一体となって取り組めるよう、国としても必要な支援や情報提供等を実施することも重要である。また、地方公共団体内においてもスポーツ部局に限らず、様々な部局が連携して施策に取り組むことが望まれる。

なお、スポーツ政策の実施に当たり、都道府県の役割が重要であることはもちろんのこと、より住民に近い立場にある市区町村といった基礎自治体の役割は極めて大きいところである。また、こうした市区町村が地方スポーツ推進計画を策定する際には、近隣の地方公共団体と協力しながら策定することも含めて、各地域の実情に応じて適切に判断されることが望ましい。

以上のように、様々な主体と連携・協力することで、スポーツが持つ無限の可能性を発揮できるように取組を進める必要がある。